

国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程 平成18年9月25日 18教規程第29号</p> <p>第1条～第27条 省略</p> <p>(事務)</p> <p>第28条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全・衛生管理</u> <u>チーム</u>において処理する。</p> <p>第29条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略 様式 省略</p>	<p>第1条～第27条 省略(現行どおり)</p> <p>(事務)</p> <p>第28条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全管理センター</u> <u>運営規則第13条に規定するチーム等</u>において処理する。</p> <p>第29条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり) 様式 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第72号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。